

平成24年（行ウ）第15号東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外265名

被告 国 外1名

準備書面（14）

（被告日本原電の新基準適合審査申請の内容は、津波審査ガイドを無視している）

2014年（平成26年）5月15日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河合 弘 之
外

1 被告日本原電の「新規制基準適合性に係る申請の概要について」

平成26年4月、被告日本原電は、「新規制基準適合性に係る申請の概要について」（甲C1）を発表した。

そこには、「(2) 津波対策」として、地震及び地震以外に起因する津波を評価した結果、最大となるプレート間地震による津波を基準津波としたとしつつ、以下の津波を考慮したとする。

- ① 地震規模：2011年東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域から Mw8.7 と設定
- ② すべり量：中央防災会議（2012）の方法に基づき設定
- ③ その他：破壊開始点の不確かさ等の影響を考慮

その結果として、特に防潮堤位置での最高水位を T.P. を +17.2m とする。

これに対する主な対策としては、防潮堤（T.P. +18m以上）の設置、重要な建屋扉の水密化等実施をするとしている。

2 津波審査ガイドの無視

原子力規制委員会が策定した「津波による損傷防止並びに津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」（甲B1）は、千島海溝～日本海溝までを1つの領域として考え、既往津波の発生事例に捉われることなく、この領域を津波波源とするよう求めている。その時に発生する津波の規模は参考値だとはしながら、最大Mw9.6としている。ちなみに「参考値」とされるのは、あくまでも「Mw9.6」という値でしかなく、上記の領域を対象とせよという審査ガイドの趣旨には変わらない。

ところが、被告日本原電は、2011年東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域からMw8.7と設定した。これは明らかに千島海溝～日本海溝までの領域を想定せよという津波審査ガイドを無視するものである。

3 想定をわずかに上回るに過ぎない高さの防潮堤

さらに、被告日本原電は津波高さをT.P.+17.2 mと想定していながら、これに対する対策としての防潮堤の高さは18mでしかなく、想定津波高をわずかに80cm上回るに過ぎない。しかし、津波高さの想定には、必然的に大きな誤差を伴うはずであり、想定誤差を考慮すれば、わずか80cmの余裕では、全く不足する。

4 求釈明

そこで、次の点について釈明を求める。

- (1) 被告日本原電は、津波審査ガイドを守るつもりがあるのか。
- (2) 津波審査ガイドの上記の要請を守らないとするなら、その理由、根拠は何か。
- (3) 被告国は、被告日本原電の申請は、津波審査ガイドを無視するものと考えているか。無視するものと考えているなら、被告国は、被告日本原電に津波審査ガイドを守らせる必要があると考えているか。
- (4) 被告国が、被告日本原電の申請は津波審査ガイドを無視するものと考えないなら、その理由は何か。
- (5) 被告日本原電は、津波高の想定には、誤差がどれだけあると考えているか。
- (6) 被告日本原電は、これ以上の津波高の津波は絶対にありえないと言うのか。

そうだとすれば、その理由を明らかにされたい。

以上